

西日本豪雨で被災された方に対し市営住宅を提供します

1 内容のあらまし

平成30年6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった「平成30年7月豪雨」によって、広島県・岡山県・愛媛県を中心に全国各地で甚大な被害が発生していることから、被災者の当面の住居を確保するため、本市の市営住宅を提供します。

2 提供可能戸数

16戸

(基本的に即入居可能。ただし、部屋によっては設備の設置に若干の期間を要する場合があります。)

3 対象者

平成30年7月豪雨により被災され、原則として市町村が発行する当該災害に係る罹災証明を受けられる方

4 入居条件

(1) 使用期間

6か月以内とし、1年を超えない範囲で延長可能

(2) 使用料

無料

(3) 連帯保証人

免除

5 特記事項

本市の市営住宅への入居を希望する場合は、下記問合せ先にご連絡をお願いします。

○問合せ先

前橋市都市計画部建築住宅課住宅政策係

電話027-898-6833

jutaku@city.maebashi.gunma.jp

担 当 建築住宅課住宅政策係

電 話 027-898-6833 (内線: 3833)